

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年7月5日

新潟市教育委員会

教育長 井崎規之

新潟市教育委員会規則第8号

博物館の登録等に関する規則の一部を改正する規則

博物館の登録等に関する規則（平成27年新潟市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「16」を「22」に改める。

第2条中「10」を「14」に改め、同条中「第10条」の次に「第1項」を加える。

第3条中「10」を「11」に改める。

第4条中「12」を「13」に改め、「各号」及び「学識経験者又は専門機関からの意見の聴取」を削る。

第5条第1項中「11」を「12」に改める。

第7条の見出し中「公示」を「公表」に改め、「その都度公示しなければならない。」を「インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。」に改め、同条第1号中「10」を「11」に改め、同条第2号中「13」を「15」に改め、同条第3号中「14」を「19」に改め、同条第4号中「15」を「20」に改める。

本則に次の1条を加える。

（実施細目）

第8条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録及び博物館に相当する施設に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3条第1項中「別記様式第2号」を次のように改める。

別記様式第2号（第3条関係）

博物館登録申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市教育委員会

設置者 氏名

博物館法第12条の規定により、必要書類を添付し、次のとおり登録を申請します。

設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	

添付書類

- 1 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
- 3 その他教育委員会が必要と認める書類

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

第5条第1項中「別記様式第3号」を次のように改める。

別記様式第3号（第5条関係）

博物館登録事項等変更届出書

年 月 日

（宛先）新潟市教育委員会

設置者 氏名

博物館法第15条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録記号番号		
設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	
変更事項の種別		
変更年月日		
変更事項		
変更の理由		

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

第6条第1項中「別記様式第4号」を次のように改める。

別記様式第4号（第6条関係）

博物館廃止届出書

年 月 日

（宛先）新潟市教育委員会

設置者 氏名

博物館法第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録記号番号		
設置者	名称	
	住所	
博物館	名称	
	所在地	
廃止年月日		
廃止の理由		
廃止後の処置		

注1 「設置者の住所」欄は、設置者が一般社団法人等の場合にのみ記入してください。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長型としてください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。